

議案説明資料

【 目 次 】

- ・ **議案第 57 号及び第 58 号**
 - ・ 八幡浜市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
 - ・ 八幡浜市個人情報保護審議会条例の制定について p. 1

- ・ **議案第 59 号**
 - 八幡浜市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定
について p. 3

- ・ **議案第 60 号**
 - 八幡浜市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例
の制定について p. 6

令和4年12月
(令和4年12月6日提出)

議案 第 57号 及び 第 58号 関係

件 名	・八幡浜市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について ・八幡浜市個人情報保護審議会条例の制定について
担 当 課	総務企画部 総務課
根拠法令等	個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号） （「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号）」による改正後の法律。以下「新法」という。）
施 行 日	デジタル改革関連法における関連規定の施行日（令和 5 年 4 月 1 日）

【 1. 制定の目的・経緯】

(1) これまで、個人情報の取扱いに関する規律は、次のように個別に定められており、制度が統一されていなかった（いわゆる「2,000 個問題」）。

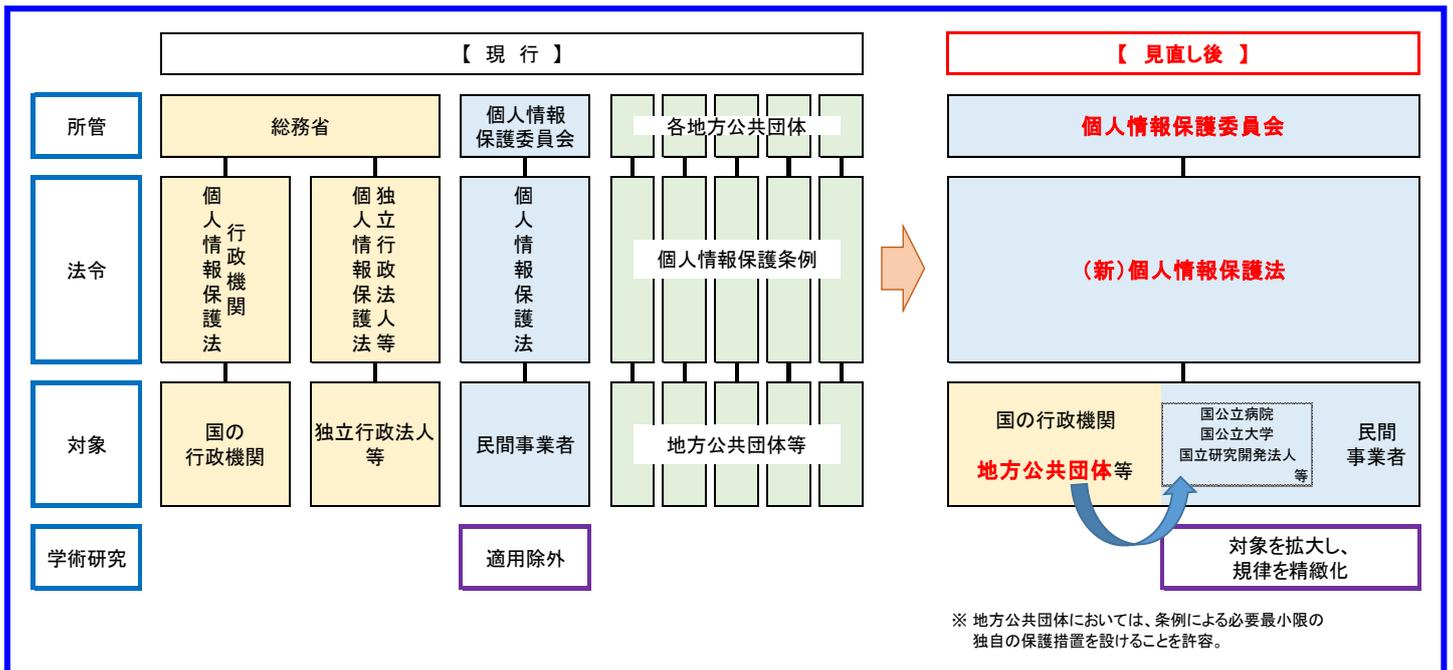
- ① 国の行政機関 = 行政機関個人情報保護法
- ② 独立行政法人 = 独立行政法人等個人情報保護法
- ③ 民間事業者 = 個人情報保護法（現行法）
- ④ 地方公共団体 = 各地方公共団体が定める個人情報保護条例

(2) これを解消し、制度を一元化するため、令和 3 年 5 月に「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号。いわゆる「デジタル改革関連法」の 1 つ）」により、法が改正され、施行期日が次のように定められた。

- ① 国の行政機関、独法 = 令和 4 年 4 月 1 日
- ② 地方公共団体 = 令和 5 年 4 月 1 日

(3) 一方、次に掲げる事項は、新法の趣旨等に反しないように条例で定めることとされた。

- ① 条例で定める必要があるもの = 開示請求等に係る手数料
- ② 条例で定めることが許容されたもの = 審議会への諮問
- ③ 内部手続に関する規律にすぎないもの = 地方公共団体内の内部管理



(総務省の資料を一部加工)

【2. 条例の概要】

(1) 八幡浜市個人情報保護に関する法律施行条例

- ① 手数料等（条例で定める必要があるもの）
開示請求に係る手数料は無料とするが、写しの交付及び送付に係る実費の負担は求める。
- ② 審議会への諮問（条例で定めることが許容されたもの）
審査請求等があった場合その他個人情報保護に関して必要な場合に諮問する。
- ③ 運用状況の公表（内部手続に関する規律にすぎないもの）
適正な運営の確保を担保するため、年1回、開示等に係る運用を公表する。

※ 現行条例との比較：上記の①から③まで、いずれも現行条例と同じ内容の規定を設ける。

(2) 八幡浜市個人情報保護審議会条例

- ① 所掌事務
 - ・ 審査請求があった場合に調査・審議すること。
 - ・ 実施機関から諮問があった場合に調査・審議すること。
 - ・ 法又は施行条例の施行に係る重要事項を調査・審議すること。
- ② 審議会の構成等
 - ・ 委員5人（市長が委嘱する。）
 - ・ 任期2年（再任可能。欠員補充された委員は、残任期間）
 - ・ 委員に守秘義務を課す。
- ③ 調査審議手続
非公開とする。
- ④ 答申内容
審議会終了後に、審査請求人等に答申書を送付するとともに、一般に公表する。

※ 現行条例との比較：上記①の所掌事務以外は、②から④までのいずれも現行条例と同じ内容の規定を設ける。

	新条例（案）	現行条例（個人情報保護条例）
所掌事務の比較	<p>【第3条第1項・第2項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>法に基づく諮問に応じて、審査請求について調査審議する。</u> ・ 実施機関の諮問に応じて、調査審議する。 ・ <u>法又は法施行条例の施行に係る重要事項について調査審議する。</u> ・ その他、個人情報保護制度に関する重要な事項について、実施機関に対して意見を述べるができる。 	<p>【第30条第1項・第2項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施機関の諮問に応じて、審議又は審査をする ・ 個人情報保護制度に関する重要な事項について、実施機関の諮問に応じて審議するとともに、実施機関に意見を述べるができる。

（下線部分が新たに加わる。）

件名	八幡浜市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
担当課	総務企画部 総務課
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号） ・特別職の職員の給与に関する法律（昭和 24 年法律第 252 号） ・一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成 12 年法律第 125 号）
施行日	公布の日 (一部の規定は、令和 5 年 4 月 1 日等。その他遡及適用あり。)

① 八幡浜市職員の給与に関する条例の一部改正

○ 給料月額の改正

民間給与との較差（0.23%）を解消するため、初任給及び若年層（30 歳台半ばまで）の職員が在職する号給について給料表を改定。

《行政職》

◇【初任給】

大卒程度 3,000 円引上げ (182,200 円 → 185,200 円)
 高卒程度 4,000 円引上げ (150,600 円 → 154,600 円)

◇【行政職給料表】

1-1 ~ 1-87	2-1 ~ 2-55	3-1 ~ 3-35	4-1 ~ 4-15	5-1~5-7
4,000~200 円 引き上げ	3,000~200 円 引き上げ	2,900~200 円 引き上げ	1,800~400 円 引き上げ	1,000~400 円 引き上げ
該当職員 43 人	該当職員 42 人	該当職員 31 人	該当職員 0 人	該当職員 0 人

・その他の給料表（医一～三）についても行政職給料表との均衡を基本に改定

※令和 4 年 4 月 1 日より改定

○ 令和 4 年人事院勧告に伴う一般職員の期末勤勉手当の改正

勤勉手当の支給月数を 0.10 月分引上げ（期末勤勉手当 4.30 月分→4.40 月分）
 令和 5 年度からは勤勉手当の支給割合を平準化

		6月期	12月期	計	
令和 4年度	期末手当	1.20月	1.20月	2.40月	4.40月 (現行4.30月)
	勤勉手当	0.95月	1.05月 (現行0.95月)	2.00月 (現行1.90月)	
令和 5年度	期末手当	1.20月	1.20月	2.40月	4.40月
	勤勉手当	1.00月	1.00月	2.00月	

※令和4年12月期より改定

○ 令和4年人事院勧告に伴う再任用職員の期末勤勉手当の改正

勤勉手当の支給月数を0.05月分引上げ(期末勤勉手当2.25月分→2.30月分)

令和5年度からは勤勉手当の支給割合を平準化

		6月期	12月期	計	
令和 4年度	期末手当	0.675月	0.675月	1.35月	2.30月 (現行2.25月)
	勤勉手当	0.45月	0.50月 (現行0.45月)	0.95月 (現行0.90月)	
令和 5年度	期末手当	0.675月	0.675月	1.35月	2.30月
	勤勉手当	0.475月	0.475月	0.95月	

※令和4年12月期より改定

② 八幡浜市特別職の職員の給与に関する条例

③ 八幡浜市議会議員の議員報酬等に関する条例

○ 期末手当の改正

年間支払月数を0.05月引上げ(3.25月→3.30月)

令和5年度からは支給割合を平準化

	6月期	12月期	計
令和 4年度	1.625月	1.675月 (現行1.625月)	3.30月 (現行3.25月)
令和 5年度	1.65月	1.65月	3.30月

※令和4年12月期より改定

④ 八幡浜市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例

○ 期末手当の改正

年間支払月数を 0.05 月引上げ (3.25 月→3.30 月)

	6 月期	12 月期	計
令和 4 年度	1.625 月	1.625 月	3.25 月
令和 5 年度	1.65 月	1.65 月	3.30 月

○ 給料月額改正

1 号給について、1,000 円引上げ

※令和 5 年 4 月 1 日より改定 (現在、該当する職員なし)

⑤ 八幡浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

○ 期末手当の改正

年間支払月数を 0.05 月引上げ (2.40 月→2.45 月)

令和 5 年度からは支給割合を平準化

	6 月期	12 月期	計
令和 4 年度	1.20 月	1.25 月 (現行 1.20 月)	2.45 月 (現行 2.40 月)
令和 5 年度	1.225 月	1.225 月	2.45 月

※令和 4 年 1 2 月期より改定

○ 給料月額改正

◇ 【行政職給料表】

1-1 ~ 1-87		2-1 ~ 2-55	
4,000~200 円引き上げ		3,000~200 円引き上げ	
フルタイム 105 人	パートタイム 189 人	フルタイム 2 人	パートタイム 0 人

- ・その他の給料表 (医一~三) についても行政職給料表との均衡を基本に改定
- ・会計年度任用職員については、各給料表の 1 級及び 2 級のみ適用

※令和 5 年 1 月 1 日より改定

件名	八幡浜市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について
担当課	総務企画部 総務課
根拠法令等	地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）
施行日	令和 5 年 4 月 1 日（一部規定は、公布の日）

○改正内容

① 定年の段階的引き上げ

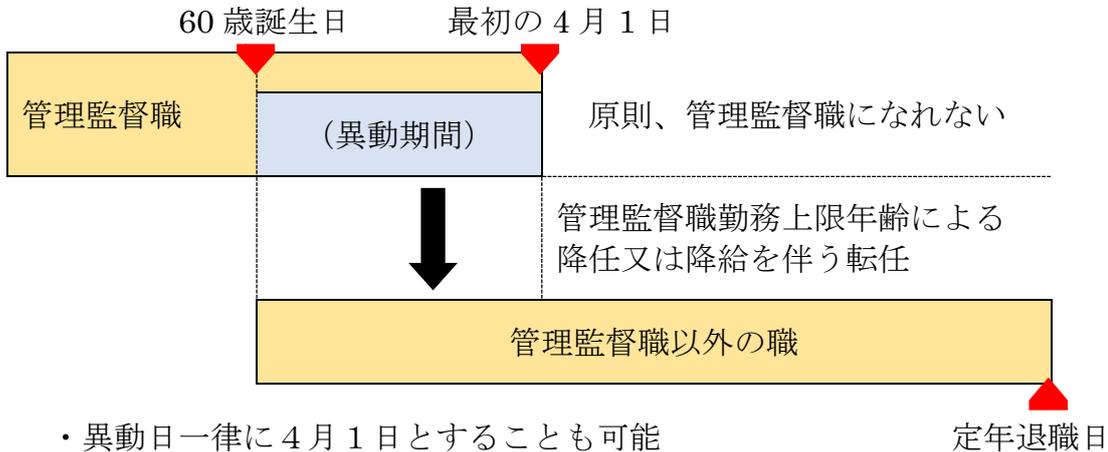
60 歳→65 歳へ引き上げ（令和 5 年度以降 2 年に 1 歳ずつ段階的に引き上げ）

	～R4(現行)	R5・6	R7・8	R9・10	R11・12	【制度完成】R13～
定年	60 歳	61 歳	62 歳	63 歳	64 歳	65 歳

- ・ R5.7.9.11.13 年度は、制度上、定年退職者が存在しない。
- ・ 市立病院の医師等は 65 歳据え置き

② 管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）

60 歳到達の年度をもって管理監督職から降任



- ・ 異動日一律に 4 月 1 日とすることも可能
- ・ 市立病院の医師は適用除外

③ 管理監督職勤務上限年齢制の特例（特例任用）

(1) 勤務延長型特例任用

職務遂行上の事情や職務の特殊性といった特別な事情がある場合、異動期間を最長 3 年間延長することができる。

勤務延長型特例任用の期間中の給料は、7 割水準の対象外。

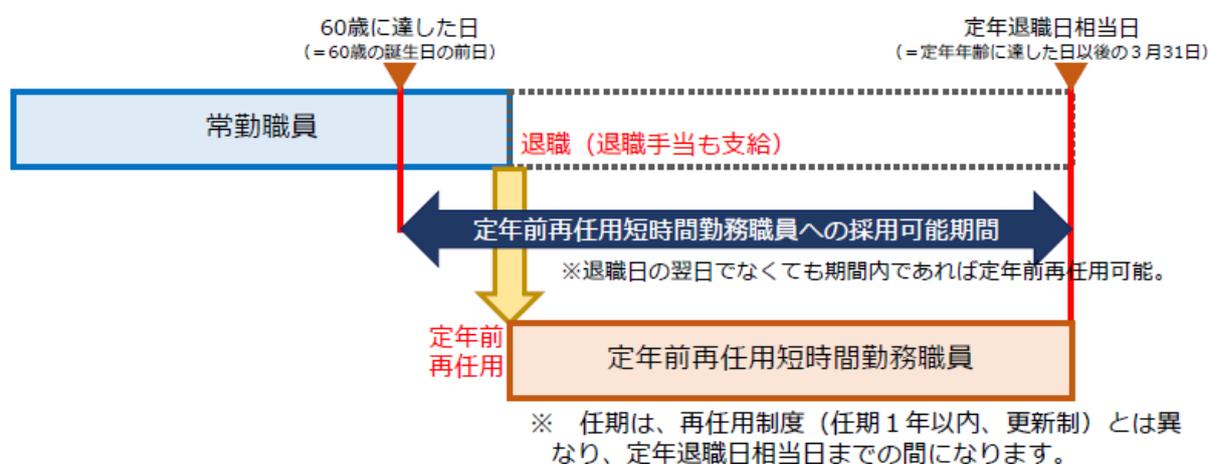
(2) 異動可能型特例任用

職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職で、欠員補充ができない年齢別人員構成等の特別の事情がある場合、異動期間を最長5年間延長することができる。

異動可能型特例任用の期間中の給料は、7割水準。

④ 定年前再任用短時間勤務制度の導入

60歳到達日以後、定年前退職者を短時間勤務で再任用することができる制度



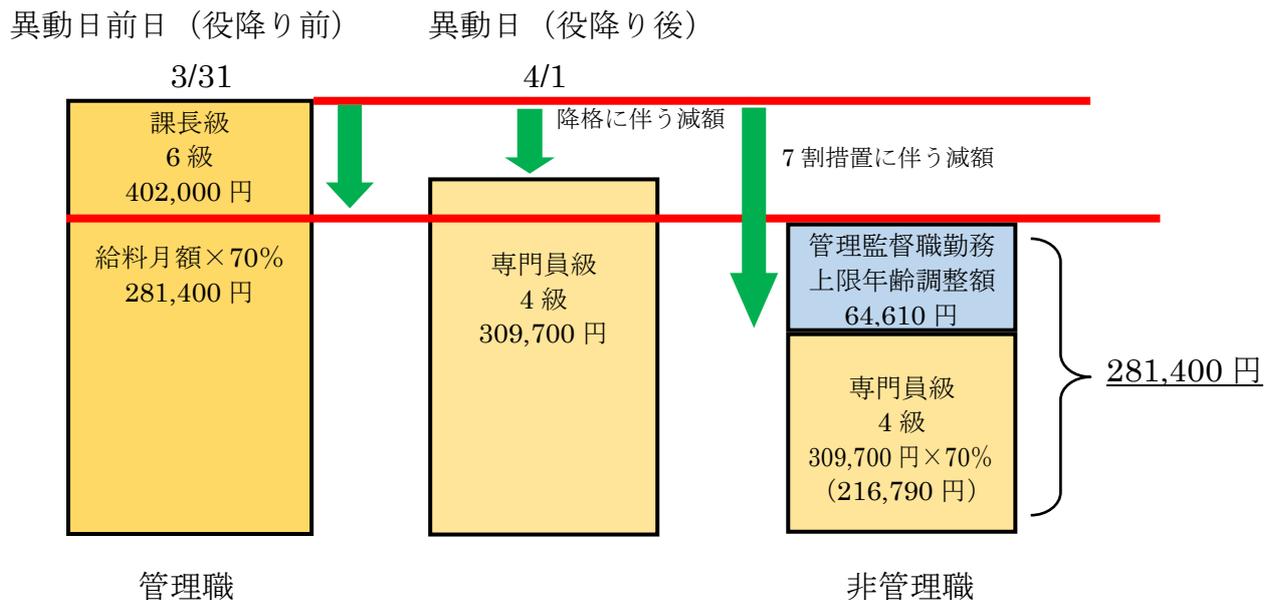
定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間は、柔軟な勤務形態を可能とするため、週15時間30分から31時間までの範囲内で定められた時間となり、例えば、4時間勤務や月・水・金の隔日勤務が可能となる。

⑤ 情報提供・意思確認制度

職員が60歳に達する年度の前年度に、60歳到達後の任用等に関する情報を提供するとともに、60歳到達後の勤務の意思を確認することが義務付けられる。

⑥ 管理監督職勤務上限年齢による降任等をされた職員の俸給

60歳以降の職員の給料月額、60歳に達した時点の給料月額の7割となる。降格時の号給が7割を満たしていない場合は、「管理監督職勤務上限年齢調整額」により差額を支給する。



⑦ 60歳に到達した職員の退職手当

60歳に到達した職員の退職手当については、定年引上げに伴い60歳超の期間の給与が減額される職員に対し退職手当の基本額の計算方法の特例（「ピーク時特例」）を適用。

※ピーク時特例とは

60歳に到達前（給料月額の7割措置前）の給料月額を退職手当の算出根拠とする特例。

⑧ 経過措置

定年の引き上げにより、現行の再任用制度は廃止となるが、定年の段階的な引上げ期間（令和13年度まで）は、現行と同様の暫定的な再任用制度（暫定再任用制度）を設けることとする。

○改正する条例

1. 八幡浜市職員の定年等に関する条例
2. 八幡浜市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
3. 八幡浜市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例
4. 八幡浜市職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例
5. 八幡浜市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例
6. 外国の地方公共団体の機関等に派遣される八幡浜市職員の処遇等に関する条例

7. 八幡浜市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例
8. 八幡浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例
9. 八幡浜市職員の育児休業等に関する条例
10. 八幡浜市職員の給与に関する条例
11. 八幡浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
12. 八幡浜市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例
13. 八幡浜市職員退職手当支給条例
14. 八幡浜市水道事業に従事する企業職員の給与の種類及び基準を定める条例

○廃止する条例

1. 八幡浜市職員の再任用に関する条例

○施行日

令和5年4月1日

(ただし、⑤情報提供・意思確認制度のみ公布の日)